

外国人研修・技能実習制度の見直しに関する部会での 検討状況について（中間報告）

平成 20 年 9 月 19 日
外国人制度部会

1. 現行制度に対する基本的な考え方

外国人研修・技能実習制度が農業分野に導入されて10年以上が経過し、農業現場に広く、深く定着しているところである。

本制度は、農業分野における人材の安定的確保、経営規模の拡大や技能実習生が収入を得ながら技能を修得でき、一定期間の滞在の後、帰国し、母国の農業発展に貢献するという点で、受入れ側、送出し側ともに有益な制度であるため、制度そのものは維持した上で、農業経営の実態に即した制度として見直す必要がある。

2. 農業法人等の経営実態に即した制度への見直し

(1) 外国人研修生の実務研修時間の見直し

農業経営では、農作業は天候の影響を受けやすく不規則になりやすいが、農作物の生育、品質を確保するため、適期に作業を行わなければならない夜間に作業が及ぶこともある。また、農産物の鮮度保持・品質維持など商品価値を高めるため、消費者、市場や食品関連企業等の要求に応じて早朝の作業・出荷を行っている。しかし、現行の外国人研修生の実務研修では、原則として、夜間又は早朝の研修は通常認められておらず、農業の特質や消費者・実需者ニーズに対応した品質管理の技能を学べる体制になっていない。

このため、実務研修中の研修生の法的保護を明確にした上で、夜間又は早朝も研修できるようにする必要がある。

(2) 対象職種・作業範囲の拡大

農業分野の技能実習移行対象職種・作業は、2職種（耕種農業、畜産農業）・5作業（畑作・野菜、施設園芸、養鶏、養豚、酪農）であるが、研修生・技能実習生は、1職種・1作業のみしか技能を修得することができない。

農業経営の安定と発展継続のため、複数の作業や農産物の加工を同一経営内で行うなど経営の多角化に取り組んでいる農業法人等も多く、このような実態を勘案すれば、複数の技能や農産物加工技術の修得の機会を研修生・技能実習生に与える必要がある。併せて、複数の作業を対象とするなど幅広い技能の修得を評価できるよう農業技能評価制度の見直しや研修生・技能実習生の修得した技能評価が、母国での職業技能評価につながるような仕組みを整備する必要がある。

(3) 研修生受入れ人数枠の拡大

農業経営については、経営の法人化の進展など政策誘導とも相俟って規模拡大が進んでおり、雇用労働者数も増加している。また法人経営では、常時従業員21人以上の経営が3割近くになっている（平成14年度全国農業会議所調べ「日本農業法人協会の会員法人中複数戸出資法人183法人を対象に調査」）。

このため、農業法人の受入れについては、農業協同組合又は農業技術協力を行う公益法人を通じて受入れを行う場合も、他産業の中小企業と同様に、従業員数に応じて受入れ人数枠を3人以上とする必要がある。

(4) 再技能実習の制度化

農業法人等の多くは、元技能実習生のうち有能な者を再び受入れ、より高度な技能を修得させたいと考えている。また、元技能実習生のなかにもより高度な技能を学びたいと考えている。

このため、現行の研修・技能実習制度を修了し、JITCO認定評価専門級を取得した者が、技能実習を適正に運用し、技能移転を確実に実施している農業法人等に再び受入れられ、経営の多角化のために必要なより高度な技能を単一の作業だけでなく、複数の作業を対象とするなど幅広く修得できるよう再技能実習を制度化する必要がある。このことは、本制度の目的である送出し国の農業分野の人材育成の強化につながると考えられる。

以上